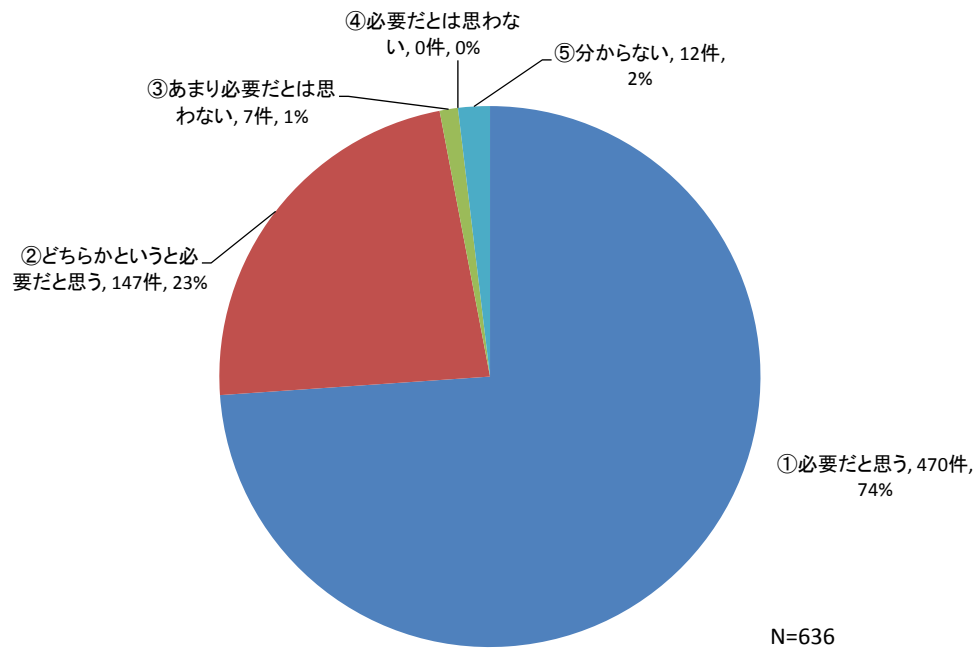


教職課程の質保証・質向上のための取組の必要性

平成27年度 「教員の資質能力の向上に関する調査集計結果」より

○教職課程の質保証・質向上のための取組は必要と考えていますか。

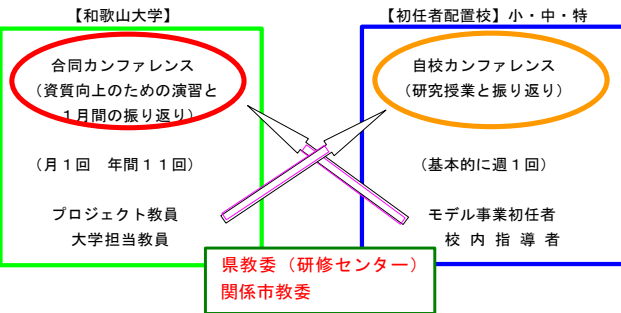
<大学の回答>



各自治体の取組②(教員研修)

- 東京都では、教員養成課程・採用選考・採用後の育成の一貫した取組として、教職課程カリキュラムにおける必要な資質・能力の明確化、教師養成成熟における採用前の実践的指導力養成、一般選考以外の多様な選考方法の実施、1～3年目の若手教員育成研修などを実施している。
- 和歌山県においては、大学と教委の合同カンファレンスの実施、教員・指導者交流派遣、SNS等のコミュニティ作りなど大学と教委との連携による初任者研修を実施し、学び続ける資質を養うため研修内容の重点化を図っている。
- 山口県においては、コミュニティ・スクールを活用した人材育成として、学校と教育委員会が連携し、コミュニティ・スクールと連動したユニット型研修を実施したり、校内研修の活性・充実を図るため、初任者から3年目までの若手人材を組織的に強化している。
- 北海道においては、ジョブシャドーイングによる初任者指導や初任段階(1～5年目)としての研修体系の見直しを図っている。

初任者モデル事業のカリキュラム(和歌山県)



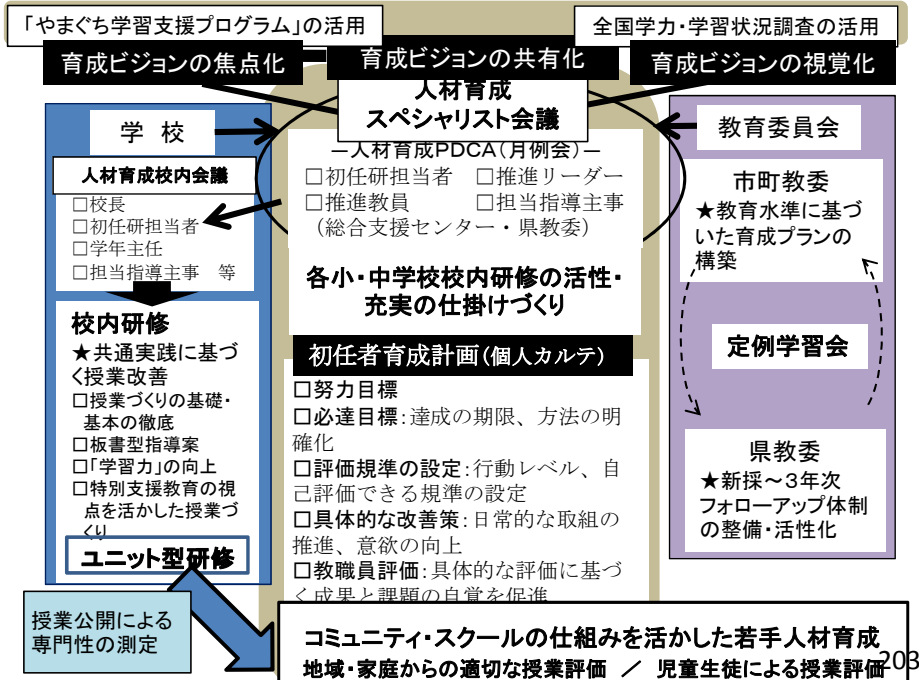
ジョブシャドーイングによる指導(和歌山県)

・卓越した指導力のある教員(初任者指導教諭)が初任者をマンツーマンで指導

・初任者は1年間原則として学級担任や単独授業をもち、指導教諭等とTT(授業内外の各種業務を常に間近で観察、頻りに省察(リフレクション)、指導教諭の指導方法等を徹底的に研修)

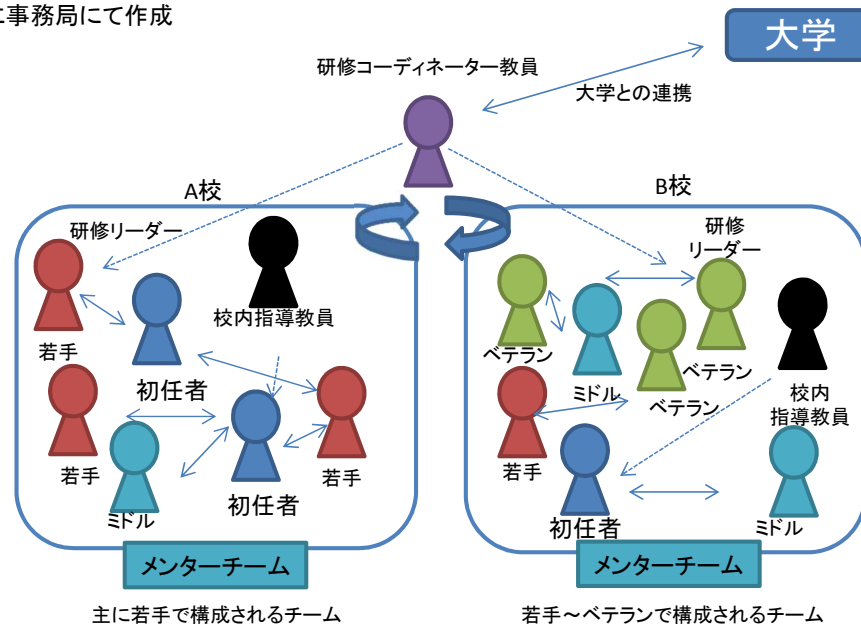


若手人材育成の強化・加速 1,000日プラン(山口県)



各自治体の取組③(教員研修：メンター制)

※東京都、横浜市等の事例を元に事務局にて作成



【メンター方式】

- ・初任者、若手、ミドル、ベテランなどが互いに学び合う中、それぞれの教員が初任者に関わって指導していく
- ・各校で研修リーダーを定め、メンターチームを運営する
- ・研修コーディネーターが研修リーダーを通じて、各校のメンターチームへ指導するとともに、研修ノウハウの提供や各校の研修交流の企画・運営等を行う

各自治体の取組④(教員養成)

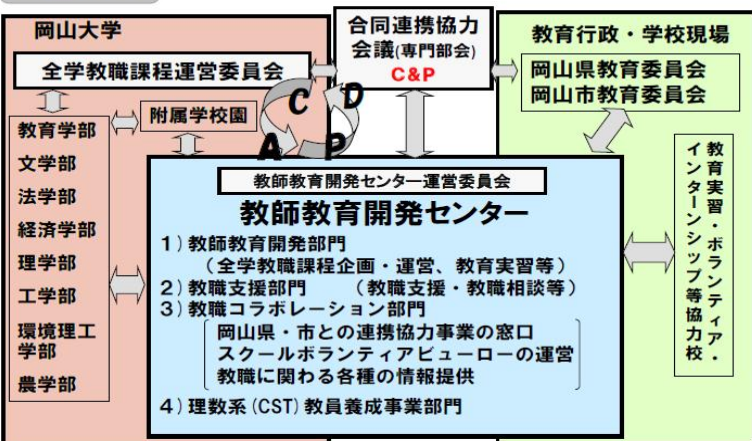
・教職課程において、長期学校インターンシップ、学校ボランティアの単位化を実施している(岡山大学、島根大学)。

・教員養成コアカリキュラムを策定し、実践的指導力養成、「教職実践演習」「教職実践演習インターンシップ」の必修化、教科及び教職に関する科目を有機的に結びつけた体系的な教育課程を用意している(岡山大学)。

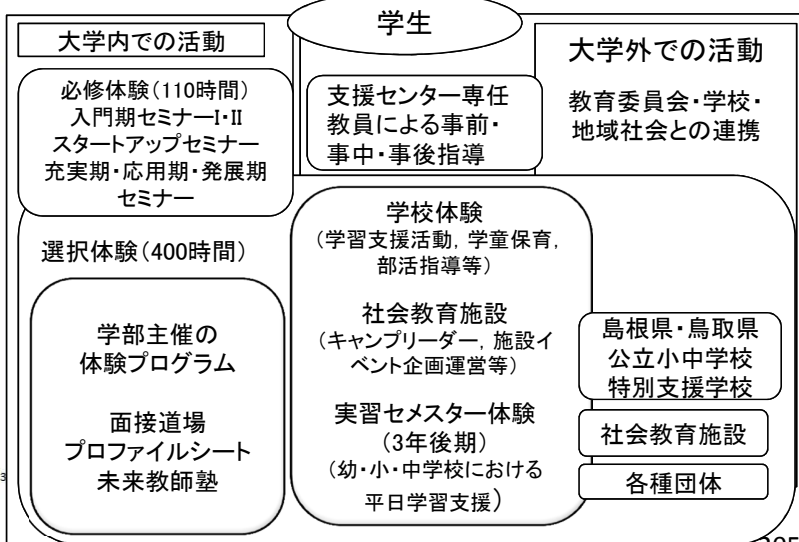
・教師教育開発センター(全学的教員養成組織)を設置し、教職課程を担当する各学部のFD研修の実施、全学の教職課程に関する審議、教委との連携協力を実施している(岡山大学)。

教師教育開発センター(全学的教員養成組織)について(岡山大学)

組織体制



学校ボランティア(1000時間体験)(島根大学)



これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上

1. 総合的な教師力向上のための調査研究事業

平成28年度概算要求額 103百万円(95百万円)

○中教審教員養成部会の中間まとめ踏まえ、養成・採用・研修の一体改革に向けた準備段階として実験的に都道府県や大学等に以下の研究を委託

【教育委員会等における教員養成改革】

- ①教員育成指標・研修指針の大臣指針策定、教員育成協議会の整備
- ②教職教育モデルコアカリキュラムの策定
- ③教師養成塾(教師塾の指導体制の検証等)
- ④メンター制による研修実施の調査研究(初任者研修等の充実)

【大学における教員養成改革】

- ⑤新たな教育課題に対応するための科目を教職課程の必修とするための枠組みの構築(小学校英語、道徳、インターン、等)
- ⑥教員養成課程の質保証(全学的統括組織、評価、FD等)
- ⑦教員の資質能力の高度化のためのプログラム開発

3. 教員・学習に関する国際調査等

平成28年度概算要求額 141百万円(17百万円)

○次回第3回調査に参加するとともに、ビデオ調査等の新たな調査への参加に向けた必要経費。

また新たに開始される、幼児期の教育・保育に携わる教職員を対象にした調査(ECEC版TALIS)にも参加するための必要経費。

※文部科学事務次官がTALIS関係国会合の議長に就任

現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業

2. (独)教員研修センターの機能強化

運営費交付金

平成28年度概算要求額 1,111百万円(1,005百万円)

施設整備費補助金

平成28年度概算要求額 217百万円(242百万円)

○教員の資質能力の向上や学習指導要領の改訂に向けた(独)教員研修センターの機能強化

- ①アクティブラーニングセミナーの開催
- ②教職大学院等における研修プログラム開発
- ③教員研修の高度化及び充実強化のための調査研究
- ④オンライン研修事業の拡充

※上記と併せ、第5期中期目標・中期計画(H28年度～H32年度)の策定にあわせた運営費交付金及び施設整備費補助金に基づく施設整備費補助金の要求

4. 現職教員の新たな免許取得や更新等

平成28年度概算要求額 303百万円(259百万円)

- ①現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業
- ②教員講習開設事業費補助金(教員免許状更新講習)
- ③教員資格認定試験

現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業

平成28年度概算要求額 50,067千円 (64,937千円)

平成27年6月の学校教育法の改正により、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校が制度化されたところである。また、複数の学校種を通貫した教育や、小学校高学年における専科指導の推進が期待されている。こうした状況を踏まえ、現職教員の新たな教員免許状取得に向けた学びを促進するため、免許法認定講習等と免許状更新講習との相互認定を活用することが求められている。

これらを踏まえ、免許法認定講習と免許状更新講習、あるいは研修制度との相互活用により、現職教員の研修環境の充実を図るとともに、隣接校種等の新たな免許状取得を促進する。

1. 小中学校免許状併有のための講習の開発・実施

小学校の現職教員に中学校免許状、又は中学校の現職教員に小学校免許状を取得させるための講習を開発・実施する。[12機関]

2. 更新講習との相互活用による講習の開発・実施

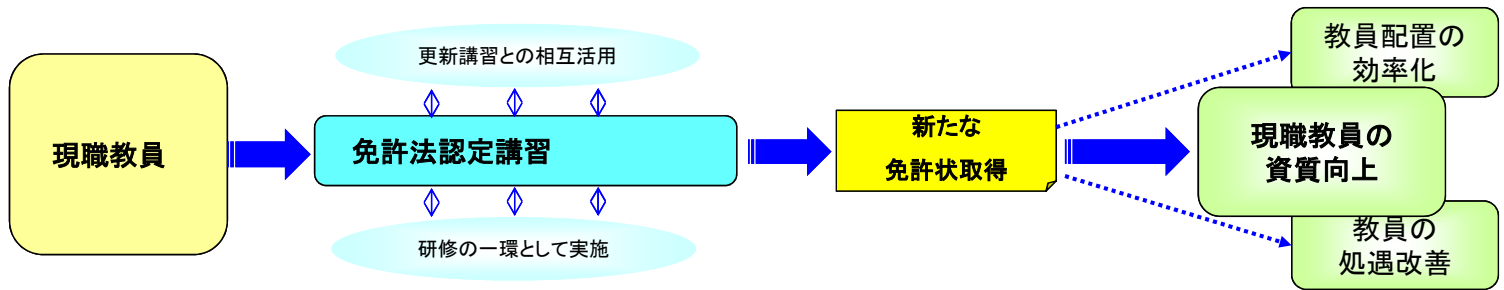
免許法認定講習と免許状更新講習のいずれにも対応可能な講習を開発・実施する。[6機関]

3. 通信・放送・インターネット等を活用した講習の開発・実施

勤務時間の制約のある教員やへき地の教員が受講可能となるよう通信・放送・インターネット等を活用した講習を開発・実施する。[2機関]

4. 希少免許教科等に関する講習の開発・実施

教員免許取得者の少ない希少免許教科・免許種に係る講習を開発・実施する。[2機関]



207

総合的な教師力向上のための調査研究事業

平成28年度概算要求額 102,787千円 (平成27年度予算額 95,036千円)

学校現場においては、グローバル化を踏まえた英語教育の強化、いじめ等の生活指導上の諸課題、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応など、複雑かつ多様な課題に対応することが求められている。

このため、以下の教員育成指標等の策定及び調査研究事業を実施し、教員養成・採用・研修の一体的改善を基本とした取組や教職生涯にわたる職能成長を支える具体的な制度設計の構築に向けた総合的な教師力向上の取組を推進する。

1. 教員育成指標の策定、研修指針の策定及び教職教育モデルコアカリキュラムの策定

有識者会議を開催し、大学の教員養成課程段階、初任者段階、中堅段階、管理職段階等の教職のキャリアステージに応じて修得すべき能力の到達目標を策定するとともに、それを踏まえた研修指針を策定する。

また、大学の教員養成課程において修得すべき資質能力等(教職の意義、教育の基礎理論、教育課程及び指導法、生徒指導、教育相談及び進路指導、教育実習等)の内容の詳細及び達成目標について具体的に明らかにするとともに、その資質能力を修得するに当たってモデルとなるべきカリキュラム(必要な授業科目とそれぞれの授業科目のシラバスのようなものを想定)を策定する。

2. 教員養成改革推進事業

①教員養成塾(教師塾) [12機関]

教育委員会が教員志望者を対象に行う講習の開設及び既設プログラムの検証指導体制の検証や講習内容の見直しや初任者研修との接続を踏まえたプログラム開発を教職大学院を含む大学等と連携し行う。

②メンター制による研修実施の調査研究 [12機関]

初任者研修について、拠点校指導教員方式からメンター制による指導・支援が可能となる体制に転換することで、日常業務を通じた校内研修を重視し、実践的指導力の育成・向上を図る。このための調査研究事業を実施する。

③教員育成指標等の策定のためのモデル事業 [4機関]

都道府県等教育委員会において教員養成系大学等と連携し、市町村教育委員会を含む協議の場を設置し、養成・採用・研修の接続を重

3. 大学における教員養成の改革

①新たな教育課題に対応するための科目を教職課程の必修とするための枠組みの構築 [6機関]

平成28年度概算要求額 102,787千円 (平成27年度予算額 95,036千円)
教員養成課程に学校インターンシップ、小学校英語、インクルーシブ教育、アクティブ・ラーニング実現のための指導法、道徳の理論及び指導法などの科目を必修化するための制度設計する。

②大学自らが責任を持ち、継続的に教職課程の質を保證できる仕組みの構築 [6機関]

大学自らが責任をもち、課程認定後も継続的に教員養成課程の質を保證できる仕組みの導入する。

③教職生活全体を通じて学び続け、専修免許状等を取得するプログラムの開発 [6機関]

教員の修士レベル化を進めるため、教職大学院等において教職生活全体を通じて専修免許状を取得するプログラムの開発する。

208

1. 教員講習開設事業費等補助金(55,513千円)

大学における教員の現職教育への支援を行うため、

- ①山間地・離島へき地や交通の便が悪い等の地域事情により講習の開設が困難な地域の教員に対する講習を開設する大学
- ②少数教科・特殊な科目を担当する教員に対する講習を開設する大学
- ③障害のある教員に対する講習を開設する大学
- ④学校現場と連携・協働した実践的講習を開設する大学

等へ、予算の範囲内で補助金を交付する（交付額は、補助対象となる免許状更新講習の開設経費から受講料収入を差し引いた差額分を交付）。また、受講者数の増加する今後に向けて、講習数の確保を図るため、通信・放送・インターネット等による講習を増設する大学等に、予算の範囲内で補助金を交付する。（交付額は定額。）

① 山間地離島へき地等講習開設事業

山間地離島へき地などの近隣に大学が存在しない地域や、交通の便が悪い等の地域事情により講習の開設が困難な地域において、大学等が出張形式にて講習を開設する場合に一定の補助を行う。

② 特殊要因教科・科目免許状更新講習開設事業

対象教員が少人数の教科や科目、領域等に対応した講習を開設する場合に一定の補助を行う。

- (例)・商業、水産、農業、特別支援教育、技術、音楽、体育、地学、小学校英語等の選択講習の開設
- ・当該地域において開講数が少ない幼稚園教諭や栄養教諭を対象とした選択講習の開設
- ・秋・冬期等、更新講習の受講者が少ない時期に、急遽、採用が決定したために講習の受講が必要となった者等に対する講習(eラーニングや通信を含む)の開設 等

③ 免許状更新講習障害者支援事業

障害のある教員を受講者として受け入れて、必要な支援を行った場合に一定の補助を行う。(例)視覚障害のある教員に対する点訳資料・問題の作成 等

④ 学校現場と連携・協働した実践的講習開設支援事業

大学と教育委員会が連携し、講習内容や講師派遣等について協議を行いながら、学校現場に即した実践的講習を開設する場合やシンポジウム等を開催する場合に一定の補助を行う。

⑤ 通信・放送・インターネット等による講習開発支援事業

受講者数の増加する今後に向けて、講習数の確保を図るため、通信・放送・インターネット等による講習を増設する場合に、一定の補助を行う。

2. 教員免許管理システム開発費補助金

70,500千円

教員免許管理事業費補助

教員免許更新制の円滑な実施に資するため、都道府県教育委員会が行う教員免許管理システムの改修に必要な経費を補助する。

3. 免許更新制高度化のための調査研究事業

9,468千円

これまでの教員講習の成果と課題を踏まえつつ、今後のさらなる教員の資質能力向上に資する講習の在り方について、調査研究事業を実施する。

209

OECD / TALIS(国際教員指導環境調査)事業経費

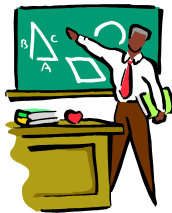
平成28年度概算要求額 140,978千円(平成27年度予算額 17,117千円)



OECD(経済協力開発機構)を通じて、学校運営の改善や教員の資の向上等の政策立案に資するデータを収集するために、共同して国際比較の調査研究を行う。

背景・目的

- TALIS(タリス)(Teaching and Learning International Survey)は、学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査として、OECDが加盟24カ国の参加を得て2008年から実施。
- 学校の管理・運営や雰囲気、教員の研修・評価・勤務実態や指導の実践方法等に関する国際比較可能なデータを得ることで、我が国の学校運営の改善や教員の資の向上等に向けた政策立案のための重要な示唆を得ることが期待される。
- 2008年に第1回調査、2013年に第2回調査を実施。日本は第2回調査に初めて参加。第3回調査については、2018年度に調査予定。
- 幼児段階を対象とした、ECEC Staff Survey(ECEC版TALIS)が計画されており、2016年度から開始予定。(ECEC: Early Childhood Education and Care)



調査概要(第2回調査)

- 調査対象: 中学校及び中等教育学校前期課程の校長及び教員
- ・1か国につき200校、1校につき教員(非正規教員を含む)20名を抽出
- ・日本の参加状況: 全国192校、各校約20名(校長192名、教員3,521名)
- ・国公私の内訳(参加校に所属する総教員数における割合)
- ：国公立校約90%、私立学校約10%



- 調査時期: 平成25年2月中旬～3月中旬(日本)
- 調査方法: 調査対象者が質問紙調査(教員用/校長用)に回答(所要各60分)
- 調査項目:
- ◆教員と学校の概要 ◆校長のリーダーシップ ◆職能開発 ◆教員への評価とフィードバック
- ◆指導実践、教員の信念、学級的环境 ◆教員の自己効力感と仕事への満足度

○参加国: OECD加盟国等34カ国・地域
 アルバータ(カナダ)、オーストラリア、フランドル(ベルギー)、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、チェコ、キプロス、デンマーク、イングランド(イギリス)、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、マレーシア、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、アラブ首長国連邦、アメリカ

※下線は第2回からの新規参加国

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(工程表のイメージ)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		答申 (年内目途)	大臣指針の検討	学習指導要領の改訂等を受けた免許制度改革		
研修の改善	中教審審議スケジュール					
	法定研修改善	必要な制度改革等	施行前の諸準備	各地域において順次実施		
	初任者研修の改善					
	十年経験者研修の改善					
採用の改善	研修実施体制の整備					
	独立行政法人教員研修センターの機能強化	必要な制度改革等	施行前の諸準備			
	特別免許状に係る手続きの改善・活用の弾力化	通知等(国)	特別免許状に係る手続きの改善等(各地域)			
養成の改善	教科に関する科目と教職に関する科目の統合など	必要な制度改革等	施行前の諸準備	大学における課程 認定の準備、事前 相談	新課程の認定	新課程の実施
	学校インターンシップの導入					
	教職課程の質保証(教職課程を統括する組織の設置、 教職課程の評価の推進)	予算編成	モデル事業の実施			
養成・採用・研修を 通じた改革	教員育成指標策定指針の策定、教員育成協議会の設 置、教員育成指標・教員研修計画の策定	必要な制度改革等	施行前の諸準備		各地域において、順次、協議会を設置、 教員育成指標・研修計画を策定、実施	
	新たな教育課題への対応(養成・研修)					
	教職大学院等大学と教育委員会との連携促進(履修証 明制度の活用等を含む)	予算編成	モデル事業の予算措置、事業の実施			
免許制度の改善	義務教育学校に対応した教員免許制度改革	制度改革	義務教育学校制度等の施行(各地域における対応)			
		施行 通知				

 : 制度改革(国)
  : 予算・事業等(国、各地域)

附属資料

- 1. 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について、2. これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第8期中央教育審議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第8期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第8期中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会委員・・・・・・・・・・・・ 9
- 初等中等教育分科会における部会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会の審議経過・・・・・・・・・・・・ 11

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について
- 2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

平成26年7月29日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理 由)

1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について

我が国においては、高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、主要先進国でもまれに見る速さで少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化が進んでおり、こうした中で、日本が将来にわたり成長・発展し、一人一人の豊かな人生を実現するためには、少子化を克服するとともに、新たな社会的価値・経済的価値を生むイノベーションを創出し、国際的な労働市場で活躍できる人材の育成や多様な価値観を受容し、共生していくことができる人材の育成が求められています。

他方、日本の学校制度は、戦後、6－3－3－4制の学制を基礎として構築され、戦後の復興、近代国家としての成長と発展に重要な役割を果たしてきたと考えられます。しかしながら、戦後約70年が経ち、現在の学制が導入された当時より子供の発達が早期化していると言われており、また、小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる、進学に伴う新しい環境への不適應等の課題が指摘されています。これに加え、子供たちに対する意識調査において、自己肯定感の低さが指摘されているなど、現在の学校制度が、必ずしも子供の発達や能力に応じた効果的な制度とはなっておらず、子供の自信や可能性、能力を引き出す教育を行うことができる制度の構築が急務であると考えられます。

以上のような観点から、教育再生実行会議において、今後の学制等の在り方について御議論いただき、先日、子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制改革の方向性について御提言いただいたところがあります。具体的には、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化及び設置促進への支援、大学への飛び入学制度の活用実態を踏まえた高等学校の早期卒業や、国際化への対応として大学及び大学院入学資格においてそれぞれ課している12年又は16年課程の修了要件の緩和など、幅広い提言がなされています。また、学制改革に伴い、学校間連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教科等の専門性に応じた、小学校と中学校、中学校と高等学校など学校種を越えて指導できる教員免許状の創設なども提言に盛り込まれています。これらを踏まえ、今後の学制の在り方について、諮問を行うものでありますが、特に改革の方向性を踏まえた具体的な実施方策や法制化に関する事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、小中一貫教育の制度化をはじめとする学校段階間の連携の一層の推進についてであります。

教育再生実行会議では、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化、また、これらを踏まえた教員免許制度の在り方などについて、提言がなされておりますが、この中でも喫緊の課題である以下の事項について、御検討をお願いします。

- 中1ギャップと呼ばれる中学校進学に伴う環境変化への不応への対応や、小学校への外国語活動の導入をはじめとした学習内容の改善への対応等を考慮し、小学校教育と中学校教育の接続について、小中一貫教育を学校制度に位置づけ、9年間の教育課程の区切りを柔軟に設定できるようにすることなどにより、学校段階間の連携の一層の推進を図る必要があるが、これまでの全国各地の先導的な取組の成果・課題を踏まえ、どのような制度設計が考えられるか。また、その制度が有効に機能するための教員免許制度はどうあるべきか。さらに、小中一貫教育を全国的に展開するとともに、取組の質の向上を図る観点からどのような方策が考えられるか。

第二に、意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化についてであります。

教育再生実行会議で示された、学習者の目的意識や意欲、能力に応じて、自らの学びを発展させ、様々な分野への挑戦を可能とする制度設計に向け、高等学校から大学への早期進学に係る制度の在り方、学制の異なる他国からの留学生受入れなどに対応した高等教育の入学資格の在り方、高等教育機関における編入学の在り方について、御検討をお願いします。その際、

- 高等学校の早期卒業について、現在の大学への飛び入学制度の活用状況等も踏まえ、意欲・能力に応じた学びの発展や、その後の興味・関心の変化による進路変更に対応できるようにするには、どのような制度とすべきか。
- 国際化の観点から、学制の異なる他国からの留学生の受入れを積極的に推進していくため、大学及び大学院における入学資格の在り方について、それぞれ現行の12年及び16年の課程の修了要件の緩和をどのように考えるか。
- 現在の短期大学、高等専門学校及び専門学校から大学への編入学や単位認定等の制度の活用促進に加え、高等学校専攻科や職業能力開発大学校・短期大学校等の学校以外の教育施設から大学への編入学等の途を開くには、どのようにすべきか。

などの視点から、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

学校教育の成否は、教員の資質能力に負うところが大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現するためには、教員の資質能力の向上とともに、教員が専門性を発揮できる環境を整備することが求められています。

知識基盤社会において、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図ることができるようにすることが重要です。そのためには、子供たちが、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造する力などを身に付けることが不可欠です。

また、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う国際競争の激化の中で、我が国が将来にわたり成長・発展し、一人一人の豊かな人生を実現するため、新たな社会的価値・経済的価値を生むイノベーションを創出し国際的に活躍できる人材や、多様な文化や価値観を受容し共生していくことができる人材を育成していくことが必要です。

そのために、教員が果たす役割は大きなものであり、これからの時代に求められる学校教育の実現に向けて、教員の資質能力の向上が重要な課題であります。

一方で、中学校等の教員を対象としたOECDの国際教員指導環境調査（TALIS）の結果からは、我が国の教員をめぐる様々な課題が明らかになっています。

例えば、批判的思考を促すことや学習への動機付けをすることなど、主体的な学びを引き出すことに対して自信を持つ教員の割合が国際的に見て低い状況です。さらに、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出ており、教員や支援職員の不足を指摘する校長の割合も高くなっています。

これからの教育を担う教員には、例えば、子供たちが一方的に教えられる受け身の授業ではなく、ICT等も活用しながら、課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業を通じて、これからの時代に求められる力を子供たちに確実に身に付けさせることができる指導力が必要です。

また、子供の発達の早期化や中学校でのいじめ・不登校の急増など、発達段階に即した指導や学校段階間の円滑な接続に関する課題を踏まえて、学校間の連携や一貫教育、小学校における教科指導の専門性の向上等を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教員が学校種を越えて指導ができることも求められています。

このため、養成段階から教職生活の全体を通じた教員の資質能力の向上のための総合的な取組を充実していくことが必要であり、教育再生実行会議の第5次提言においても、教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教員を確保するため、養成や採用、研修等の在り方の見直しが提言されています。

加えて、教員が自らの指導力を十分に発揮し、生涯にわたって伸ばしていくことができるような環境を整備し、教員が魅力ある職となるよう、教員の専門性にふさわしい勤務や

処遇等の在り方について検討を行う必要があります。

また、従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応していくためには、学校組織全体の総合力を一層高めていくことが重要であることから、教員としての専門性や職務を捉え直し、学校内における教職員の役割分担や連携の在り方を見直し改善していくとともに、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することが求められています。

以上のような観点から、これからの教育を担う教員の資質能力と学校組織全体の総合力を高めるための方策について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、これからの教育を担う教員が必要な資質能力を身に付けることができるようにするため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策についてであります。

これからの教育を担う教員に求められる指導力を、教員の専門性の中に明確に位置づけ、全ての教員がその指導力を身に付けることができるようにするため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策について、御検討をお願いします。その際、

- 主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力、教科等横断的な視野を持って指導できる力、小中一貫教育など学校種を越えて指導できる力や小学校における教科指導の専門性などを身に付けさせる観点から、教育職員免許法に規定されている教員養成課程で学ぶべき内容や課程認定の在り方も含め教員免許制度をどのように見直していくべきか。その際、特に学校現場を経験する機会の充実も含め、どのような方策が考えられるか。
- 教員養成・採用・研修の接続を強化しつつ、採用の前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組みの導入や、選考過程の改善を図る取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。
- 教員を目指す者や教員が、養成段階から教職生活全体を通じて、資質能力を深化・発展させることができるよう、教員養成・採用・研修の各段階における学校・教育委員会と教職大学院等大学との連携・協働の取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。その際、特に、研修の内容を高度化する観点から、教職大学院等大学との連携の推進を含めどのような方策が考えられるか。

などの視点から、御検討をお願いします。

第二に、教員が指導力を発揮できる環境を整備し、チームとしての学校の力を向上させるための方策についてであります。

教員が専門職として指導力を十分に発揮し、更にそれを教職生活全体を通じて学び続ける中で伸ばしていくことができるような環境を整備するとともに、従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応するため、教員の勤務・処遇等の在り方や、多様な専門性や経験を有する者の配置などの学校の組織運営の在り方等について、財政上の措置も含め、御検討をお願いします。その際、

- 人事評価が法制度上位置づけられたことを踏まえ、頑張る教員が専門職としての自信と誇りを持ち、教育指導に全力を注ぎ、その能力を伸ばしていけるような評価や処遇等の在り方をどのように考えるか。
- 教員が専門職として教育活動に専念できるよう、例えば教員と事務職員の役割分担を見直し改善することや、心理や福祉などの多様な専門性や経験を有するスタッフの学校への配置等により、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し学校組織全体の総合力を一層高めていくための方策をどのように考えるか。
- 体系的・計画的な管理職の養成・研修システムを構築するためにどのような方策が考えられるか。あわせて、主幹教諭や主任の在り方など学校の組織運営体制を充実するための方策をどのように考えるか。
- 地域全体の学校の指導力の向上や若手教員の育成を図るため、指導教諭や指導主事の養成や活用の在り方など指導体制を充実するための方策をどのように考えるか。

などの視点から、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、専門職として教員の資質能力の向上を図るための取組や学校組織全体の総合力の一層の向上に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

第8期中央教育審議会委員

平成27年2月15日発令

(50音順)

会 長	北山 禎介	三井住友銀行取締役会長
副会長	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
副会長	河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学 名誉教授
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイザー・ネットワーク理事長、一般 社団法人キャリア教育コディネーターネットワーク協議会代表理事
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会前会長・特任業務執行理事
	小原 芳明	玉川大学長
	帯野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、大阪市教育委員会 委員
	亀山 郁夫	名古屋外国語大学長
	菊川 律子	放送大学特任教授（福岡学習センター所長）
	五神 真	東京大学総長
	小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
	櫻井よしこ	公益財団法人国家基本問題研究所理事長
	志賀 俊之	日産自動車株式会社代表取締役副会長
	篠原 文也	政治解説者、ジャーナリスト
	竹宮 恵子	京都精華大学学長、漫画家
	田中 庸恵	千葉県市川市教育委員会教育長
	田邊 陽子	日本大学法学部准教授
	永田 恭介	筑波大学長
	中根 滋	学校法人東京理科大学前理事長、UWiN株式会社代表取締役 兼CEO
	成田真由美	公益財団法人東京リビック・パビリニック競技大会組織委員会 理事
	羽入佐和子	お茶の水女子大学前学長、国立研究開発法人理化学研究所 理事
	林 文子	横浜市長
	坂東眞理子	昭和女子大学学長
	日比谷潤子	国際基督教大学学長
	福田 純子	練馬区立光が丘春の風小学校校長
	牧野 正幸	株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
	山田 啓二	京都府知事
	米田 進	秋田県教育委員会教育長

(30名)

第8期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員

委員：平成27年2月15日発令

臨時委員：平成27年3月31日発令

※天笠委員、荒瀬委員、市川委員は、
3月11日発令

(50音順)

(委員)

小川正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
尾上浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会前会長・特任業務執行理事
小原芳明	玉川大学長
帯野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、大阪市教育委員会委員
小室淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
篠原文恵	政治解説者、ジャーナリスト
田中庸恵	千葉県市川市教育委員会教育長
成田真由美	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事
羽入佐和子	お茶の水女子大学前学長、国立研究開発法人理化学研究所理事
林文子	横浜市長
福田純子	練馬区立光が丘春の風小学校校長
無藤隆進	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
米田進	秋田県教育委員会教育長

(臨時委員)

天笠茂	千葉大学教育学部教授
荒瀬克己	大谷大学文学部教授、国立高等専門学校機構監事、京都市教育委員会指導部顧問
安藤子	お茶の水女子大学特任教授
市川寿伸	東京大学大学院教育学研究科教授
加治哲也	兵庫教育大学学長
梶田一子	奈良学園大学長、聖ウルスラ学院理事長
貞広斎子	千葉大学教育学部教授
銭谷眞美	東京国立博物館長
高岡信也	独立行政法人教員研修センター理事長
角田浩子	リクルート進学総研リクルート「キャリアガイダンス」編集顧問
鶴羽佳子	北海道教育委員会委員、株式会社ボウス専務取締役
中島幸男	福岡県芦屋町教育委員会教育長
船橋力	株式会社ウィル・シード顧問、独立行政法人日本学生支援機構グローバル人材育成部部長
北條泰雅	学校法人みなと幼稚園理事長、園長
堀田龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授
堀竹充	新宿区立早稲田小学校前校長
松岡敬明	十文字学園女子大学教授
水口雅也	東京大学医学部発達医科学教授
宮本久也	東京都立西高等学校長
森田司	大阪市立大学名誉教授、鳴門教育大学特任教授
吉田晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校校長
若江眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役
渡辺正樹	東京学芸大学教育学部教授

(36名)

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 委員名簿

委員：平成27年2月15日発令

臨時委員：平成27年3月31日発令
(50音順)

(委員)

小原芳明	玉川大学長
福田純子	東京都練馬区立光が丘春の風小学校長
無藤隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

(臨時委員)

秋田喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
安部恵美子	長崎短期大学長
安藤壽子	お茶の水女子大学特任教授
牛渡淳	仙台白百合女子大学長
岸田正幸	和歌山県立桐蔭中学校高等学校長
北神正行	国土舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
酒井朗	大妻女子大学教職総合支援センター教授
坂越正樹	広島大学理事・副学長
渋谷治美	放送大学特任教授（埼玉学習センター所長）
高岡信也	独立行政法人教員研修センター理事長
出口利定	東京学芸大学長
中西茂	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
永田繁雄	東京学芸大学大学院教授
平本正則	横浜市立浦島小学校長
藤井佐知子	宇都宮大学理事・副学長
北條泰雅	学校法人みなと幼稚園理事長、みなと幼稚園長
堀田龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授
堀竹充	新宿区立早稲田小学校前校長
松岡敬明	十文字学園女子大学人間生活学部教授
松川禮子	岐阜県教育委員会教育長
松木健一	福井大学大学院教育学研究科（教職大学院）教授
松本文化	千葉県船橋市教育委員会教育長
(三宅なほみ)	東京大学大学総合教育研究センター特任教授 H27.5.29 まで)
宮本久也	東京都立西高等学校長
吉田晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、日本私立中学高等学校連合会長
若江真紀	株式会社キャリアリンク代表取締役

計 28 名

※現職委員の役職は平成27年4月1日現在、退任委員の役職は退任時のものである。

初等中等教育分科会における部会の設置について

平成十三年四月十九日
初等中等教育分科会
平成十五年五月二十六日改正
平成十五年十月十六日改正
平成二十三年九月六日改正
平成二十五年四月三日改正
平成二十六年八月六日改正
平成二十七年二月二十五日改正
平成二十七年十月十九日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（平成二十七年二月二十五日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（平成二十七年二月二十五日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

- 1 教育課程部会
（所掌事務）
初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。
- 2 教員養成部会
（所掌事務）
 - ① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。
 - ② 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 学校安全部会
（所掌事務）
学校安全の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- 4 教育行財政部会
（所掌事務）
初等中等教育の教育行財政及び制度に関する重要事項を調査審議すること。

中央教育審議会初等中等教育分科会 教員養成部会の審議の経過

- 第73回 平成26年 7月30日(水) 15:00~17:00
議事 (1)平成26年度教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(諮問)
(2)教員の養成・採用・研修の改善について
(3)教育職員免許状施行規則等の一部を改正する省令等(案)について
(4)その他
- 第74回 平成26年 9月19日(金) 9:30~12:00
議事 (1)小中一貫教育の制度化の在り方について
※小中一貫教育特別部会(第3回)と合同開催
- 第75回 平成26年 9月19日(金) 12:45~14:00
議事 (1)今後の教員養成部会の審議の進め方について
(2)小中一貫教育に対応した教員免許制度の改善について
(3)その他
- 第76回 平成26年10月 1日(水) 10:00~12:00
議事 (1)小中一貫教育特別部会における検討状況について
(2)小中一貫教育に対応した教員免許制度の在り方について
(3)その他
- 第77回 平成26年10月29日(水) 10:00~12:00
議事 (1)小中一貫教育特別部会における検討状況について
(2)小中一貫教育に対応した教員免許制度の在り方について
(3)その他
- ※ 平成26年11月 6日
「これからの学校教育を担う教員の在り方について」(報告)
- ※ 平成26年12月22日
「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」(答申)
- 第78回 平成27年 2月 4日(水) 10:00~12:00
議事 (1)平成26年度教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(答申案)
(2)平成26年度教職課程認定大学等実地視察報告(案)について
(3)これからの学校教育を担う教員の在り方について
(4)その他
- 第79回 平成27年 3月31日(火) 14:30~16:30
議事 (1)部会長の選任
(2)初等中等教育分科会教員養成部会運営規則等について
(3)これからの学校教育を担う教員の在り方について
(4)その他

○第80回 平成27年 4月16日(木) 10:00~12:00

議事 (1)これからの学校教育を担う教員の在り方について

- ①高岡委員ご発表
- ②平本委員ご発表
- ③東京都教育委員会ご発表
・東京都教育庁総務部 荒川 元邦 課長
- ④質疑応答・自由討議

(2)その他

○第81回 平成27年 4月28日(火) 14:30~16:30

議事 (1)これからの学校教育を担う教員の在り方について

- ①岸田委員ご発表
- ②山口県教育委員会ご発表
・山口県教育庁義務教育課 和田 明俊 主査
・山口県萩市立萩東中学校 山崎 伸介 校長
- ③北海道教育委員会ご発表
・北海道教育庁学校教育局義務教育課教職員研修グループ 松田 賢治 主幹
・北海道旭川市立啓明小学校 宇野 弘恵 教諭
- ④質疑応答・意見交換

(2)その他

○第82回 平成27年 5月18日(月) 10:00~12:00

議事 (1)これからの学校教育を担う教員の在り方について

- ①秋田委員ご発表
- ②安藤委員ご発表
- ③永田委員ご発表
- ④岡山大学ご発表
・岡山大学大学院教育学研究科教師教育開発センター 加賀 勝 副センター長
- ⑤質疑応答・意見交換

(2)その他

○第83回 平成27年 5月29日(金) 14:30~17:00

議事 (1)課程認定委員会委員の指名について

(2)これからの学校教育を担う教員の在り方について

- ①島根大学ご発表
・島根大学教育学部 小川 巖 学部長
・島根大学教育学部附属教育支援センター 川路 澄人 センター長
- ②質疑応答・意見交換

(3)論点整理

(4)その他

○第84回 平成27年 6月12日(金) 10:00~12:00

議事 (1)教育課程部会における進捗状況について

(2)論点整理

(3)その他

- 第85回 平成27年 6月19日(金) 10:00~12:00
議事 (1)財政制度等審議会の「財政健全化計画等に関する建議」に対する文部科学省の考え方について(義務教育教職員定数関係)
(2)チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会における進捗状況について
(3)教員の資質能力の向上に関する調査の結果について
(4)中間まとめ(骨子)について
(5)その他

- 第86回 平成27年 6月30日(火) 15:00~17:00
議事 (1)平成27年度教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(諮問)
(2)中間まとめ(素案)について
(3)その他

- 第87回 平成27年 7月 9日(木) 15:00~17:00
議事 (1)教育課程部会における審議状況について
(2)中間まとめ(案)について
(3)その他

※ 平成27年 7月16日
「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(中間まとめ)

- 委員懇談会 平成27年 8月24日(月) 14:00~16:00
議事 (1)これからの学校教育を担う教員の在り方について(関係団体からの意見聴取)
・指定都市教育委員・教育長協議会
・全国連合小学校長会
・全日本中学校長会
・日本教育大学協会
・全国市町村教育委員会連合会
・日本教職大学院協会
・日本私立中学高等学校連合会
(2)その他

- 第88回 平成27年 9月10日(木) 15:00~17:00
議事 (1)教育課程部会における進捗状況について
(2)これからの学校教育を担う教員の在り方について(関係団体からの意見聴取)
・全国高等学校長協会
・全国特別支援学校長会
・全国都市教育長協議会
・全国町村教育長会
・全日本私立幼稚園連合会
・日本私立小学校連合会
・日本私立大学団体連合会
・中核市教育長会
(3)その他

○第89回 平成27年10月 9日(金) 15:00～17:00
議事 (1)これからの学校教育を担う教員の在り方について
(2)その他

○第90回 平成27年10月15日(木) 10:00～12:00
議事 (1)これからの学校教育を担う教員の在り方について
(2)その他

○第91回 平成27年11月24日(火) 10:00～12:00
議事 (1)平成27年度教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定
について(答申案)
(2)これからの学校教育を担う教員の在り方について
(3)教職課程認定基準の改正について
(4)その他

※ 平成27年8月14日～9月18日
中間まとめに対する関係機関からの意見募集を実施

平成27年8月24日、9月10日
中間まとめに対する教育関係機関からの意見聴取を実施

平成27年10月28日～11月14日
答申案に対するパブリックコメントを実施

平成27年12月7日
文 部 科 学 省
初等中等教育局教職員課

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）」に
関する意見公募の結果について

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）」について、平成27年10月28日から平成27年11月14日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計245件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

<意見の内訳>

研修	136件
採用	13件
養成（大学）	16件
免許	49件
全般（協議会、育成指標）	8件
教職大学院	1件
その他	22件

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）」に関する主な意見（ポイント）

<研修>

- アクティブ・ラーニングの導入は、現職教員にとっては経験のない教育方法の導入ということになり、研修が必ず求められるが、現在の教員の多忙な状態にあって、さらに新たな研修を導入するのであれば、研修全体の見直しが必要となるのではないか。
- ミドルリーダーという新たな役割が期待されるようになり、さらなる多忙化につながらないか懸念される。
- 十年経験者研修は、教員免許制導入の経緯や更新講習との関係から見直しが指摘されているが、教員の負担を軽減する具体策を検討すべき。
- 人的配置を含む教育条件整備が必要である。
- 校内研修は、教職員の自主性・主体性が尊重されるものとすべきである。
- 初任者研修は、研修期間の延長ではなく、初任者および指導にあたる教職員の負担とならないように見直すべきである。
- 教員研修計画による研修体制の強化は、研修に対する教員のモチベーションに必ずしもつながらないのではないか。

<採用>

- 講師などの非正規雇用者を優先的に採用にする制度の導入も検討すべきである。
- 教員採用は、多面的な選考方法、年齢制限の撤廃など、採用システムを見直すことが重要である。
- 教員採用試験の共通問題の作成・活用などは、画一的な採用につながらないようにする必要がある。また、教職課程が教員採用対策講座化しないか、どれだけ採用されたかの成果主義観を持たないか懸念される。

<大学（養成）>

- 教員養成について、すべての学校教員が外国人児童生徒教育の意義と重要性、社会的必要性を認識できるように配慮が必要である。
- 学校インターンシップは大学院レベルで行う専門的訓練とすべきではないか。

<免許>

- 教員免許更新制は、学校現場の多忙化に拍車をかけている。また、費用負担が大きい。更新講習の位置づけを含め、研修体制の中で整理・統合することは喫緊の課題である。
- 特別免許状の活用は、安易に弾力化すべきではないのではないか。

○「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の時数が全体からみて少なく、教科外が軽視されたように受け取られないようにする必要がある。

○教職課程単位表において、特別活動に関する科目は必修扱いとすべきではないか。おそらく、多くの大学では「道徳（特別活動を含む）の理論及び指導法」「総合的な学習の時間（特別活動を含む）の指導法」といった科目で触れるだけの内容となってしまう可能性が高いのではないか。

「Lesson Study」の授業研究が成立するのは、その学級に「望ましい集団」が育っていることが前提である。また、アクティブ・ラーニングも学級や学校の中に「望ましい集団」が育っていなければ成立しない。その「望ましい集団」を実現させるのが特別活動である。

○「日本語教育（日本語を母語としない児童生徒への対応として）」が充分に取り上げられていないことを考え、「国語科」とは別に「日本語」の指導能力を持つ教員を養成することが必要である。

○「学校保健」の履修を必修化すべきではないか。

<全般（協議会、育成指標）>

○教員育成協議会（仮称）は、「おおむね都道府県、政令指定都市の教育委員会単位として組織するもの」とされ、設置主体は、「教育委員会（教員の任命権者）」とされている。基本的に、都道府県教育委員会（政令指定都市教育委員会）と域内の大学等の連携・協働を想定していると考えられるが、設置主体・構成及び権限・内容等について具体的に示していただきたい。

○教員育成指標は、画一的な教員養成・キャリアシステムにつながる懸念がある。

<その他>

○アクティブ・ラーニングの重要性を説きすぎて、教育の質ではなく授業方法や技術を改善する方向に進んでしまうことが懸念されるのではないか。

○アクティブ・ラーニングは、十分な能力が備わっていない教師に取り組みさせて負荷をかけることになるのではないか。

○ICTの活用は予算配分が必要であり、養成する大学側の環境整備も必要になる。

○「5. 今後の検討について」において、財源措置を確実にを行う旨を明記していただきたい。

○本答申案において対象としている教員は、「公教育を担う教員全体である（教育公務員特例法第二条一項（校長など）及び二条項（教頭・教諭・養護教諭など）に定める教諭）」と明記すべき。

○「チームとしての学校」の図の中に、養護教諭を含めるべき。

○養護教諭について、教育公務員特例法の規定において「教員」には含まれる（同法第2条第2項）が、「教諭等」には含まれていない（同法第12条）。初任者研修や十年経験者研修といった教諭の法定研修が養護教諭の研修にも位置づけられるような人員配置を含めた環境整備を進めていただきたい。